

市・道民税と所得税の

申告をしましよ

今年も市・道民税と所得税の申告の時期になりました。例年どおり申告の受付を市コミュニティセンターと東公民館にて行います。持参していただくものは例年の申告と同様ですので、日程をご確認のうえ申告にお越しください。

市・道民税の申告は生活に直結しています。市・道民税の申告によって国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、児童扶養手当などの額が決定しますので、申告をしないと税や保険料が高くなってしまったり、医療費の助成が受けられなくなったりすることがあります。必ず市役所または東公民館で申告をしてください。

相談・問合せ 市税係 ☎ 32-2219

期日	指定地域	会場
2月10日(水)	収入のない方	市コミュニティセンター (市役所併設)
2月12日(金)	障害年金を受給されている方	
2月15日(月)	遺族年金を受給されている方	
2月16日(火)	大町、東大町、日の出町	
2月17日(水)	錦町、本町	
2月18日(木)	泉町、美園町	
2月19日(金)	豊栄町	
2月21日(日)	市内全域 ※日曜受付	
2月22日(月)	桜木町、豊丘町、字豊里	
2月23日(火)	住友地区、赤間地区	
2月24日(水)	若木町東・西、東豊里町、西豊里町	東公民館 (茂尻支所)
2月25日(木)	昭和町、幸町	
2月26日(金)	幌岡町、共和町、住吉町	
2月28日(日)	市内全域 ※日曜受付	
2月29日(月)	平岸新光町、平岸西町、平岸桂町、平岸東町	
3月1日(火)	平岸曙町、平岸仲町、平岸南町	
3月2日(水)	茂尻中央町、茂尻本町、百戸町、エルム町	
3月3日(木)	茂尻春日町、茂尻新春日町、茂尻新町、茂尻栄町	
3月4日(金)	茂尻元町、茂尻旭町、茂尻宮下町	
3月7日(月)	宮下町	
3月8日(火)	若木町南・北	
3月9日(水)	東文京町	
3月10日(木)	北文京町	
3月11日(金)	西文京町	
3月14日(月)	市内全域	
3月15日(火)		

公的年金収入が

400万円以下の方

公的年金収入が400万円以下の方で、公的年金以外の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要となりましたが、市・道民税の申告をしなければ、所得控除は「公的年金源泉徴収票」の記載内容のみになりますので、その他の控除(扶養控除や医療費控除など)については申告をされないと受けられずに市・道民税が高く計算される場合があります。そのため、所得税の確定申告が不要となった方でも市役所にて市・道民税の申告を行ってください。

申告をしなければならぬ方

- 事業をされている方(報酬のある方)、農業を営んでいる方
- 年金、恩給などを受けている方
- 配当金(株の配当など)、不動産収入(家賃や地代など)、一時的な収入(保険の満期など)、雑収入(その他)などがある方(それぞれの額が少額であっても申告をしなければなりません)
- 平成27年中の給与の収入金額が2千万円を超える方
- 給与所得者で平成27年12月31

日までに退職した方、2ヵ所以上で勤務していたなどで年末調整ができなかった方

- 所得がない場合で、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入されている方
- 児童扶養手当を受給されている方

● 重度心身障がい者医療、ひとり親家庭等医療、乳幼児等医療などの医療費の助成を受けている方

※ 滝川税務署・郵送 e・Tax など確定申告された方は市役所での申告は不要です。

申告にあたってのお願い

- 例年、混雑するため待ち時間が長くなると予想されます。そのため不動産譲渡所得(土地や建物の売買)、配当所得(株の配当など)、株式譲渡所得(株式の取引)、住宅借入金特別控除(初年度の申告)がある方は、直接滝川税務署にて申告をお願いいたします。
- 確定申告会場内でのコピーは行いません。申告時に必要とされる添付書類(源泉徴収票、領収書など)については、必要であれば事前にコピーなどされてから申告をお願いします。

医療費の申告

あなた自身や家族が、病気やケガなどのために支払った医療費があるときは、次の算式により計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。

なお、この控除を受けるには、必ず申告をしなければなりません(会社などで行う年末調整ではできません)。

$$\left(\begin{array}{|l} \text{その年に支払} \\ \text{った医療費} \end{array} - \begin{array}{|l} \text{保険などで補} \\ \text{てんされる額} \end{array} \right) - \begin{array}{|l} \text{10万円または} \\ \text{所得の5\%} \end{array} = \text{医療費控除額}$$

(どちらか少ない方) (最高200万円)

医療費控除の申告に必要な書類

◆医療費を支払った領収書

領収書は、受診された方ごとに、かつ支払先ごとに分けて計算し合計額を明確にしてください。

◆通院費がわかるメモなど

対象となるのは公共交通機関のみで、通院日、片道料金などを整理したうえでご相談ください(ただし、医師の指示によりタクシーなどを利用した場合は領収書が必要です)。

◆特定保健指導に係る領収書など(該当者のみ、自己負担のみ)

- ・特定保健指導を実施された機関から発行される領収書
- ・当該特定保健指導に係る特定保健審査の領収書
- ・当該特定保健指導に係る証明書など

特定保健指導とは

特定保健審査(メタボリックシンドロームに着目し、発症リスクを抑えることを目的とした健診)の結果、高血圧症、脂質異常症、糖尿病などと同等の状態である方に対し行われる保健指導(積極的支援により行われるものに限る)です。

【注】次の費用は医療費になりません。

- 医師に対する謝礼
- 予防接種、健康診断、美容整形の費用
- 疾病予防、健康増進などのための医療品や健康食品の購入費
- 親族などに支払う療養上の世話の費用
- 治療を受けるために直接必要としない近視・遠視のためのメガネや補聴器の購入費
- 通院のための自家用車のガソリン代や、分べんなどのための帰省にかかる交通費

申告日程

受付時間

午前の部 8:30~11:30
午後の部 13:00~16:00

【注】8:30前及び11:30から13:00までの時間帯は受付できませんのでご了承ください。

指定地域

- ◆混雑をさけるため、なるべく指定する期日に申告してください。
- ◆東公民館での相談日(2月28日(日)~3月4日(金))は市役所での受付はできません。

日曜受付

◆期日・場所

2月21日(日) 市コミセン
2月28日(日) 東公民館
(茂尻支所)

◆受付時間

午前の部 8:30~11:30
午後の部 13:00~16:00

申告に持参するもの

●印鑑(所得税の納税で口座振替を希望する場合はその銀行印)

●給与、年金、報酬のある方は、平成27年中の収入を示す資料

(源泉徴収票など)

●営業収入、不動産収入がある方は、売上げ及び必要経費に

関する資料

●平成27年中に支払った社会保険料(任意継続分、国民年金保険、国民健康保険、後期高齢者

医療保険、介護保険など)の領収書、生命保険料や地震保険

料の控除証明書、医療費の領収書、障がい手帳(身体・療育・

精神)

●預金口座番号のわかるもの(通帳やキャッシュカードなど)

寄附金控除について

寄附金控除の適用を受けるには、前年中(1月1日~12月31日)に支払った寄附金について、所得税の確定申告または市・道民

税の申告が必要となります。申告には、寄附先の団体などから

交付された寄附金の受領証や領収書など、寄附を行ったことを

証明できる書類が必要となります

です。なお、受領証などは申告される方が寄附者として記載されているものに限りません。

復興特別所得税について

平成25年から平成49年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告納付することとされています。復興特別

所得税は、平成49年までの各年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算します。

また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生

ずる所得については源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。

記帳・帳簿等の保存制度について

事業所得、不動産所得、山林所得があるすべての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要と

されています(所得税及び復興特別所得税の申告が必要ない方も保存が必要です)。

詳細は、国税庁ホームページ

(<http://www.nta.go.jp>)または滝川税務署(☎22-2191)

にお問合せください(お電話でお問合せの際は自動音声に従って「2」をお選びください)。